

平成30年4月1日  
より開始

# 骨髄移植ドナー支援事業

白血病などの血液疾患により非血縁者間の骨髄等の移植を必要としている方は、全国で毎年2,000人を数えます。また、骨髄の提供には年齢制限があるため、若い方のドナー登録を増やすことが必要です。

市では、ドナー登録者を増やし、一人でも多くの尊い命を救うため、骨髄等の提供を完了した方に対して助成金を交付します。

## 【助成対象者】

- (1) (財)日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を完了し、完了した日にあきる野市内に住民登録がある方
- (2) 提供者が勤務している事業所  
※国・地方公共団体等及び骨髄等の提供に伴う休暇の取得が可能な事業所を除く

## 【助成金額】

- (1) 提供者・・・・・・・・・・1日2万円
  - (2) 提供者が勤務する事業所・・・1日1万円
- ※(1)(2)共に、提供者が通院・入院等に要した日数を助成する。(上限7日)

## 【申請期限】

骨髄等の提供を完了した日から90日以内

## 【申請方法】

以下の書類を、健康課予防推進係へ提出してください。(郵送可)  
申請書及び請求書は、市ホームページからダウンロードできます。

- (1) 提供者
  - ・あきる野市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書(提供者用)
  - ・(財)日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類
  - ・住民票の写し(ただし、市の公簿での確認に同意する場合は、省略できます。)
  - ・あきる野市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書
- (2) 事業所
  - ・あきる野市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書(事業所用)
  - ・提供者との雇用関係が確認できる書類
  - ・あきる野市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書

## 【問い合わせ先】

あきる野市健康福祉部健康課予防推進係  
〒197-0814 あきる野市二宮 350 番地  
電話：042-558-1191

# 骨髄バンクにご登録ください

命のボランティア登録は、  
2mLの採血から

一人でも多くの患者さんを救うには、一人でも多くのドナー登録が不可欠です。

適合するドナーの方を待ち望む患者さんにとって、あなたの登録が、命をつなぐチャンスになるかもしれません。

ドナー登録できる方

- ◎ 骨髄・末梢血幹細胞の提供の内容を十分理解している方
- ◎ 年齢が18歳以上、54歳以下で健康な方  
(提供できる年齢は20歳以上、55歳以下)
- ◎ 体重が男性45kg以上、女性40kg以上の方

ドナー登録のながれ

- ① 「骨髄バンクドナー登録申込書」に必要事項を記入し、最寄の献血ルーム等(注)へ持参します。
- ② 腕の静脈から約2mLを採血し、白血球の型を調べます。
- ③ 後日、日本赤十字社から「登録確認書」が送付されます。

(注)立川献血ルーム・・・立川市曙町2-7-17

丸井・井上共同ビル地下1F

03-5272-3528

西多摩保健所・・・青梅市東青梅5-19-6

0428-22-6141 (要予約)